

(別表)

	1号事案	2号事案	3号事案
審査請求に係る諮問の番号	30中経行第256号	30中経行第595号	30中経行第1193号
区政情報公開請求日	平成30年3月30日	平成30年4月3日	平成30年11月21日
請求情報の内容	<p>総務省訓令第126号 (平成13年3月30日)・平成16年法務省訓令第2号、等の省庁見解の元、都道府県市区町村に及ぶ、法令解釈：地方公務員法(サービスの原則は、地方公務員法27条・第28条・第29条・第32条・第33条・第34条・第36条・第37条・第38条、等：サービスに関する規定「サービスの根本基準第30条」)の奉仕精神の区民の利益の保障の義務を負う区職員の数名の、奉仕欠く事例有る。人権セミナー(憲法研修、等)が、無効示す。29中経人第2484号(平成30年1月19日)・29中経人第2273号(平成29年12月22日)の公開資料の全ページから、「社援保発1022第1号(平成22年10月22日)」は、外国籍であることを理由に却下裁決をした県知事の判断は、生活保護法及び行政不服審査法に違法である判決：平成22年9月30日大分地方裁判所の判決に則る外国籍の不服申立</p>	<p>〇〇・〇〇職員は、昭和40年12月18日政府官報号外第135号条約第28※社発第382号の通知の備考に示すもの否認。「国民」のみ観点示す。 健康福祉部福祉推進経営担当は、福祉オンブズマン委員の調査上「職員ら」主張の否認された平成22年10月22日社援保第1022第1号：生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)→外国籍の不服申立てをすることができる旨等の教示欠く中野区。又、ヘイトスピーチ原因の昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知の主張(職員ら)中野区のヘイトスピーチ対策欠くものとする。以上から、昭和29年のものが平成22年のもの否認は、裁判所の判決が否認されている。尚、昭和41年1月16日社保第3号厚生省社会援護課長通知が否認。生活福祉部の基本的人権の視野疑</p>	<p>中野区人材育成上の特別永住者の特例法(平成3年法律第71号)の特段示すもの求める。 ※政府官報号外第135号(S40.12.18)参照示す。</p>

	<p>できる教示をすべきである。示した厚生労働省・社会援護課長通知に従わず、中野区生活援護が、外国籍＝外国人と明示の不服申立できる教示欠く交付。以上より、「人権セミナー」資料内の該当求める。</p> <p>※「教示」欠くのは、外国籍区民の不利益である。区は「外国籍」用語欠く。</p>	<p>う。4F6番の配布『東京都の「みんなの人権」』例年度版の相違。生活福祉部職員らの認知の「特別永住者」の法的地位の判断するもの<u>求める</u>。国の見解の合致する中野区のもの決定<u>求める</u>。</p>	
区政情報公開決定通知書又は区政情報不存在通知書の番号及び日付	区政情報公開決定通知書 30中経人第98号 平成30年4月13日	区政情報不存在通知書 30中健福第246号 平成30年4月18日	区政情報不存在通知書 30中経人第2296号 平成30年12月6日
区政情報不存在通知書の「請求情報に該当する文書等が存在しない理由」		健康福祉部福祉推進分野においては、請求された文書について作成及び保存していないため。	請求にある法律は「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」であるが、本法律を特段に示した人材育成上（研修）の文書を作成及び保存していないため。
審査請求書の「3 審査請求の趣旨及び理由」	<p>趣旨：憲法98条2項欠く資料。又、「判決」否認の本件決定事項。</p> <p>理由：「みんなの人権（東京都総務局人権部）」冊子の研修資料扱うが、〔人種差別撤廃条約〕平成28年度版35頁・36頁。</p> <p>請求時添付疎明資料「社援保発第1022第1号（平成22年4月13</p>	<p>趣旨：中野区人事分野の人材育成「人権セミナー」資料上：「みんなの人権」（東京都総務局人権部交付を中野区4F6番窓口の配布有）研修有、職員の多文化共生の明示だが、「ヘイトスピーチ」被害者の特別永住者（日本国出生）の何ら理解得るもの欠くのは、不作為。処分取消せよ。</p>	<p>趣旨：処分取消求める。又、不作為示す。地方公務員法第32条反する。</p> <p>理由：ヘイトスピーチは、特別永住者に対する情報不足一因。</p> <p>（啓蒙欠如の人材育成難しい）</p> <p>中野区職員の無知は、ヘイトスピーチ要因一つ。</p> <p>中野区内ヘイトスピーチ実在：職員のヘイトスピーチ</p>

	日)」大分地方裁判所判決は、中野区職員の人権意識の問うものである。	理由：「特別永住者」も、区民である。	有。〇〇係長は、政府官報否認したヘイトスピーチ原因の昭和29年局長通知主張。(その後の昭和40年政府官報否定)
審査請求書の「5 その他(証拠書類等)」	「みんなの人権(各年度版)」平成29年度版添付。30中健福第246号「不」(平成30年4月18日)の添付。 「日本国憲法第32条に基づいた裁判判決の中野区否定の本件。 【上行の右側に大きな吹き出し{があり、その右に次の記載がある】 〇〇職員は、「人種差別撤廃条約」・「児童の権利条約」・「社会権規約」等の日本国憲法第98条2項の否定的言及(H30、4/当日の電話上)。中野区職員の人権意識問う審査請求である。 大分地方裁判所判決は、区市の教示義務や都道府県の平等精神。	「社援保発」1022第1号(平成22年10月22日)」中野区は、教示欠く、国への反目。 ※中野区は4000人前後「ヘイトスピーチ」開始の〇〇氏への都知事選投票数有。 一般公開の為、各省庁HP上有。 【上行の右側に大きな吹き出し{があり、その右に次の記載がある】 〇法務省「特別永住者の特例法」 〇昭和40年12月18日政府官報号外第135号 〇上記「官報」は、各省庁の所管法での通知交付有。 〇人種差別撤廃条約、社会権規約、等有：憲法第98条2項。	既に平成29年度に、生活援護分野〇〇係長へ提出済。 〇昭和40年12月18日政府官報号外第135号：条約28号→厚生労働省交付の昭和41年課長通知有。(生活保護法関係法令通知集の掲載有) 〇大阪弁護士会交付資料(最高裁判決) 〇大阪市交付の市民の声No. 0901-10105-001-01
弁明書の日付	平成30年5月22日	平成30年7月30日	平成31年1月18日
反論書の日付	平成30年6月14日	平成30年8月14日	平成31年2月5日